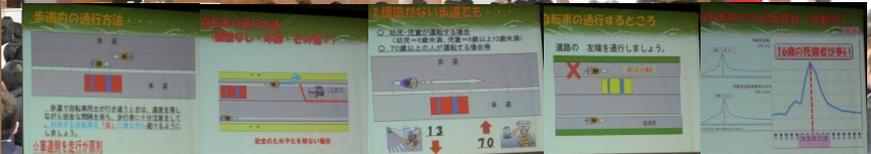




私たちの命と未来を守るために ～交通安全講話～

交通安全講話

期 日 平成29年4月21日
 会 場 本校体育館
 講 師 茨城県警察
 水戸警察署交通第一課



水戸警察署
 関 弘志 様



ながらスマホは危険!
 自分自身はもとより、他人を驚かす危険があります。

SNS Mail Game サイト閲覧

歩道で歩行者に衝突
 駅のホームから転落
 階段でつまづいて転倒

信号に気付かず横断
 道標機が閉じた踏切に侵入

3歩道通行できる例外規定

17条第1項 (通行区分)
 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別ある道路においては、車道を通行しなければならない。

17条の2 (軽車両の路側帯通行)
 軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区別されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

歩行者優先



茨城県警本部のご指導により、生徒は仮想運転を体験させていただき、車の運転手の見え方と自転車の見え方との違いについて教えていただきました。